



THEMA ①

インボイス制度経過措置

インボイス制度開始から間もなく2年が経過します。
令和8年10月を区切りに、経過措置が第二段階を迎えるため、取引先との価格交渉が行われることも予想されます。



TOPIC

免税事業者等からの仕入に係る経過措置

令和8年10月からどうなる？

取引先がインボイス発行事業者に未登録の場合、仕入にかかる消費税は控除対象外となりますが、一定期間は、免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置です。令和8年10月からは控除額が仕入税額相当額の50%となり、免税事業者からの仕入にかかる消費税の控除額が少なくなります。

TOPIC

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置〈2割特例〉

2割特例とは？

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる経過措置です。

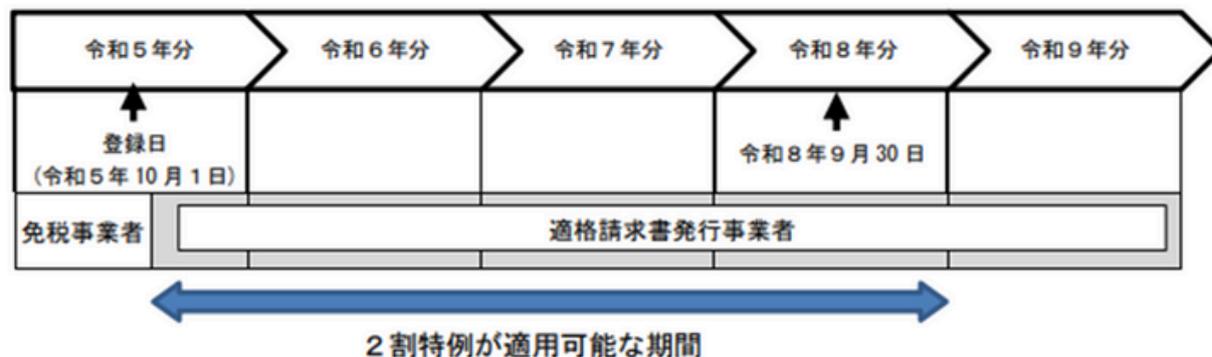
令和5年分（登録日～12月）から令和8年分の申告まで適用可能のため

（基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているなど一定の場合を除きます）、
令和8年10月1日以後に開始する事業年度については、本則課税か簡易課税のどちらか有利な課税方式を選択する必要があります。

《適用可能期間》

（例）個人事業者（12月決算の法人）の場合

（本来免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者となる場合）



令和7年8月19日、日本年金機構より「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件」（150万円の壁）について発表されました。

令和7年度の税制改正により、所得税が課税される年収ライン（給与収入）も引き上げられましたので、税務と労務に分けて改正内容をご案内します。

TOPIC

改正① 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、65万円に引き上げられます（改正前：55万円）。

TOPIC

改正② 基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除額が引き上げられ、58万円となります（改正前：48万円）。

TOPIC

改正③ 基礎控除に特例措置

改正②に加え、合計所得金額が655万円以下の場合には、合計所得金額に応じ、最大37万円が基礎控除額に上乗せされます。この特例措置は、合計所得金額が132万円以下の場合の上乗せ控除額（37万円）のみ、恒久措置となります。それ以外は、令和7年分と令和8年分の2年間の限定措置です。

改正②と改正③を整理すると、下表のようになります。

■特例の上乗せ分を加えると、基礎控除の控除額はいくらになる？（赤字が改正部分）

合計所得金額		給与収入のみの場合*		令和6年	令和7年・令和8年	令和9年
132万円以下		200万円以下		48万円	95万円	95万円
132万円超	336万円以下	200万円超	475万円以下	48万円	88万円	58万円
336万円超	489万円以下	475万円超	665万円以下	48万円	68万円	58万円
489万円超	655万円以下	665万円超	850万円以下	48万円	63万円	58万円
655万円超	2,350万円以下	850万円超	2,545万円以下	48万円	58万円	58万円
2,350万円超	2,400万円以下	2,545万円超	2,595万円以下	48万円	48万円	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	2,595万円超	2,645万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	2,645万円超	2,695万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超		2,695万円超		-	-	-

※所得金額調整控除は考慮外

基礎控除と基礎控除の特例による控除額は最大95万円、これに、給与所得控除の最低保障額65万円をプラスすると160万円。これが「160万円の壁」です。



TOPIC

扶養控除等の「年収の壁」

配偶者にまつわる「年収の壁」

■配偶者の給与収入金額と控除の関係

配偶者の給与収入金額		超えるとどうなる？
改正前	改正後	
103万円	123万円	配偶者控除の適用ができなくなる → 配偶者特別控除の対象に
150万円	160万円	配偶者特別控除の満額適用(38万円)ができなくなる
201万円	201万円	配偶者特別控除の適用ができなくなる

扶養親族にまつわる「年収の壁」

■扶養親族の給与収入金額と控除の関係

扶養親族の給与収入金額		超えるとどうなる？
改正前	改正後	
103万円	123万円	扶養控除の適用ができなくなる
-	123万円	特定親族特別控除*の適用ができる
-	150万円	特定親族特別控除の満額適用(63万円)ができなくなる
-	188万円	特定親族特別控除の適用ができなくなる

所得税が課税される「年収の壁」とは別に、社会保険への加入対象となる「年収の壁」については下表のようになります。



■社会保険の「年収の壁」

106万円の壁	従業員51人以上の会社にお勤めの場合、健康保険・厚生年金保険の各保険料の支払いが発生
130万円の壁	被扶養者として届け出ていた場合に、国民健康保険・国民年金の各保険料の支払いが発生
150万円の壁	被扶養者として届け出ていた19～22歳に、国民健康保険の保険料の支払いが発生

なお、106万円の壁は、令和8年10月をめどに撤廃される予定です。

令和7年秋の健康保険証原則廃止に向けて

令和6年12月に健康保険証の発行が原則として廃止され、令和7年12月1日で健康保険証の利用が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」に一本化されます。この変更により、従業員の皆様から「マイナンバーカードを持っていない場合はどうなるのか？」といった質問が寄せられる可能性がありますので、事前にお知らせしておくことで安心です。



資格確認書の発行

マイナンバーカードを持っていない方や、持っているが保険証としての利用登録をしていない方は、令和7年12月2日以降は「資格確認書(健康保険の保険者(健康保険組合や協会けんぽなど)から交付されます)」を提示することになります。

- 従来の健康保険証と同様に、医療機関で被保険者資格を証明するために使える書類です。
- 協会けんぽの場合、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方に対し、従業員の自宅宛に家族の分と合わせて、特定記録郵便にて発送されます。発送時期は都道府県支部により異なりますが、令和7年7月下旬から10月下旬に予定されています。

現在、健康保険証をお持ちの方

各保険者から資格確認書が発行されますので、お手元に届きましたら、必ずご確認ください。

健康保険証の新規発行終了後に加入した方

加入時に、各保険者から資格確認書が発行されます。有効期限までは、改めて発行はされません。

「資格確認書」有効期間は発行から最長5年間で、マイナ保険証の有効期限と同じとなります。正確なマイナ保険証の有効期間は発行日から5回目の誕生日までです。ただしマイナ保険証の場合、有効期限の満了日が属する月の月末から3か月後の月末までは、オンライン資格確認により有効な資格情報のみ医療機関等に提供されるため、健康保険証としてご利用が可能です。

令和8年は、マイナンバーカードの交付開始から10年目にあたります。多くのカードの有効期限が切れるため、更新の時期に合わせて、カードの利便性向上を目的としたリニューアルが予定されています。

- ・新しいカードの最大の変更点は、スマートフォンのNFC機能を利用して、カードの機能をスマホに取り込めるようになることです。
- ・リニューアルに先んじて、令和7年9月より順次スマートフォンをマイナ保険証として利用ができるようになります。各医療機関向けにスマホ読み取り用カードリーダーの購入補助も始まっています。

従業員の方から質問があった際にスムーズに対応できるよう、以下の点をご確認ください。

①従業員の皆様への周知と利用促進

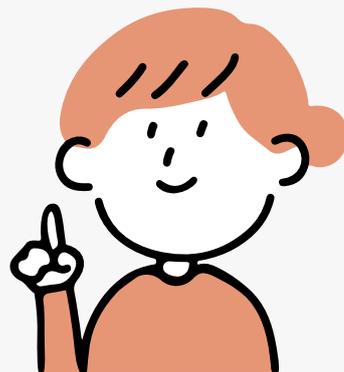
健康保険証が廃止されること、資格確認書の存在、そしてマイナ保険証への移行が進められていることを社内で周知しましょう。

②入社・退職手続きにおける注意点とマイナンバー確認

- ・入社時の被保険者資格取得届や、退職時の資格喪失届など、会社が行う手続きに変更はありません。
- ・従業員の入社手続きや年末調整では、従業員のマイナンバーを確認する必要があります。
- ・新しいマイナンバーカードを受け取った際に、個人番号（12桁の数字）自体は変わらないため、マイナンバーの変更届を出す必要はありません。ただし、結婚などで氏名や住所が変更になった際は、従来通り会社に届け出てもらう必要があります。

有効期限に気が付かない方も多く、問い合わせが増えることが予想されます。従業員の皆様にあわせてご案内ください。

令和7年10月にふるさと納税の制度が変更され、各ポータルサイトでのポイント還元は令和7年9月末で終了します。これまで各ポータルサイトでは、寄付額に応じたポイント付与や、条件を達成するとさらに上乘せしてポイントを付与するキャンペーンなどが行なわれてきました。10月からはこうしたポイント付与が禁止となるため、今年は9月にふるさと納税の駆け込み需要が発生中です。ポータルサイトからのポイント還元を得たい方は、9月末までにふるさと納税の寄付を完了させる必要があります。



新入社員紹介



ARAI YOTA

荒井 陽太

「為せば成る」

前職の証券会社の営業活動で毎日のように2万歩以上歩き、学生時代はバイトを3つ掛け持ちし、精力的に活動してきました。また私が尊敬する偉人、上杉鷹山の「為せば成る」という言葉を心にとめて、様々なことに挑戦し、自身の

壁を乗り越えられるよう日々、精進しております。

この余りある体力と行動力を生かして、専門知識を深めるとともに、新しい経験を積み重ね、いち早くお客様に求められるパートナーになれるよう全力で取り組んでまいります！
よろしくお願いたします！

「意思あるところに道は開ける」



HAYASHI MANAMI

林 麻波

幼少期から何事に

も「勇往邁進」な性格で、学生時代には勉強や陸上競技を通じて困難に立ち向かってきました。

強い意志と行動があれば、必ず解決策が見つかり、目標を達成できると私は思っております。

葵パートナーズの行動指針である『お客様第一主義』

この理念を胸に、お客様と未来に向かって突き進みます。

お客様の気持ちに寄り添い、「どうすればより良いサービスを提供できるか」「どうすればよりお客様のための提案ができるか」を常に考え続けております。

経営者の皆様の熱い思いを汲み取ることができる「信頼されるパートナー」となれるよう、全力で取り組んでまいります！

どうぞよろしくお願いたします。

新しく入社した2人を紹介させていただきました。どうぞよろしくお願いたします！



キャリアの転換点、 そして未来へ

— 税理士法人葵パートナーズ / 大西 優

入社6年目、営業部の大西さん。経営者の方々と向き合い続け中小企業の継続と発展を支えています。技術進歩が目覚ましい時代に、いかにお客様の声に耳を傾け寄り添えるか。多くの課題を解決に導くその原動力に迫りました。

キャリアの転換点

私が変わった『瞬間』

2011年に新卒で証券会社に入社後、「お客様に喜ばれる仕事」を求め税理士業界へ転身しました。複数の事務所での経験を経て、葵パートナーズの会社説明会をきっかけに入社。

2023年の知多事務所への異動を機に、お客様への貢献を通じた売上創出への自覚が芽生え、現在は数字を意識して業務に取り組んでいます。数字を意識することが経営にとってどんなに大事か、お客様を通じて学ばせていただいたことが、私の「転換」になったと感じています。本当に感謝しております！もうすぐ二児の父となることを原動力に、今後も一層業務に邁進してまいります。

チームの挑戦

現代の税理士事務所業界では、記帳・決算業務は最低限の業務となり、会計ソフトやAIの普及、そして人手不足を背景としたバックオフィス業務のDX化への対応が急務となっています。こうした変化の中、当社は現場での実践と経営者の方々と密な交流を重視し、お客様の多様な課題解決に貢献してまいります。

私の気分転換方法

家での晩酌が至福のひとつで、特にウィスキーハイボールを嗜んでいます。飲みすぎないように、最近は程よく楽しむことを心がけています。

また、愛らしい娘と遊ぶ時間が日々の癒し。成長を見守るのも楽しみの一つです。

家族の大黒柱として、仕事もプライベートも充実させていきたいと日々奮闘しています！



PROFILE

大西 優 Onishi Yu

税理士法人葵パートナーズ 営業 / 2019年入社

出身校 : 金沢大学

趣味 : 料理と筋トレ

生年月日: 1988年11月23日

好きなスポーツ: サッカー、バスケ、バドミントン